

## ‘Meditative-Polemic’ な *Should* について

三 木 悦 三

### 1.

Behre (1955)<sup>1)</sup> は、‘I’m surprised that your wife *should* object.’ のような文に見られる *should* を「熟考・論争的 meditative-polemic」な ‘*should*’ と呼び、この *should* が *that* 節に生起する場合の主節 (governing expressions) を、その述語の意味にもとづいて、次の7つのタイプに分類している<sup>2)</sup>：

- I. Governing expressions of sorrow and displeasure
- II. Governing expressions of surprise and wonder
- III. Governing expressions of joy and pleasure
- IV. Exclamatory *that*-clauses
- V. Governing expressions of disbelief
- VI. Governing expressions of no special shape
- VII. Governing expressions of mental acceptance

いま、それぞれのタイプについて具体例を挙げれば、以下のようなになる<sup>3)</sup>：

- (1) “Yes, I am very *sorry* that Mrs. Wykaham *should* have been so inconvenienced.”
- (2) It was *surprising* that the only girl in the house *should* be so often forgotten...
- (3) “I’m *pleased* you *should* class me with him.”
- (4) “*To think* that I *should* have worried all that time!” he exclaimed aloud...
- (5) ...that any one *should* commit suicide by so painful and lingering a method was *inconceivable*.
- (6) That Shelly *should* not know how to fight or play boys’ games may have been partly *due to* his isolated rural upbringing, but it cannot have been mainly due to this.
- (7) It is *natural*, therefore, that our primary interest in the essays *should* be an interest in George Wyndam.

本稿の目的は、(1)-(7)のような that 節に現れる *should* をいわゆる義務・当然、あるいは、推量・期待を表す基本的な *should* との関連において考察し、併せて、「命令的 mandative」な *should* の用法についても統一的な見地から若干の評言を加えることにある。このことは、とりわけ、Behre みずからが ‘combinations such as “I think that he *should*” and “I desire that he *should*”, in both of which *should* is something different from *should* in “I am surprised that he *should*” (p. 12) と述べて、「熟考・論争的」な *should* の討究に際してこれら *should* の相互の関連性を考慮外に置いている事情に鑑みても、一考に値することがらであると思われる。

以下、熟考・論争的な *should* は「心的抵抗 mental resistance」を表すという Behre の主張を確認しながら、i) どのようなメカニズムによって「心的抵抗」が生じるのか、ii) *should* が「熟考的」「論争的」な機能をもつというのは如何なる事情を言うのか——これらの点に関する考察を中心に論述を進めたい。

## 2.

本節では、Behre (以下、B.) の前掲書の中の、とくに第 XXII 章から「熟考・論争的」な *should* の核心部分を論じた箇所を適宜引用しつつ、B. の所論を丹念に辿ってみよう。冒頭に掲げた I ~ VII のうち、まず、タイプ I について B. は次のように切り出す：

[8] If I say: “I am sorry that this *should* have happened”, I am expressing regret at the fact that this (has) happened. There is consequently a conflict between my desire and the proposition I am dealing with. A certain effort is required to fit in the proposition with my present state of mind: I am feeling reluctant to accept it. (p. 143)

B. によれば、例えば、‘I am *sorry* that this *should* have happened’. (「こんな事が起こって残念だ」) の文では that 節に示された ‘this (has) happened’ という事態に対する話者の「遺憾 regret」の態度が主節によって表され、したがって、この場合、話者の欲するところ (‘desire’) と that 節の内容 (proposition) との間にはいわば心的な「衝突 conflict」とも言うべき状態が認められる。ことばを換えて言えば、話者としては that 節の内容を受容 (‘accept’) するのに多少とも努力が必要なのであり、その受け容れを話者が

渋っている (‘reluctant’)<sup>4)</sup>、ないしは、躊躇していることがほかならぬ *should* によって示されている。この「心的衝突」という状態は「遺憾」の意が表されるタイプ I にかぎらず、すべてのタイプに見い出される意味合いであって、先の (1)-(7) の文はいずれも文脈的に、あるいは、談話の先行部分に与えられている既存の内容<sup>5)</sup>——これを B. は ‘primary proposition’ と称する——を *that* 節として取り込み、これに関する話者の態度 (「驚き」「意外」「喜び」「不信」等) を主節において表明している、云々。このように ‘primary proposition’ に話者のさまざまな態度が加えられた *that* 節を B. は ‘secondary proposition’ と呼ぶ<sup>6)</sup> のであるが、「暫定的 *provisionally*」と断りながら、(1)-(7) の *should* の機能を B. は [9] のように要約する：

[9] ...a nominal *that*-clause involving a secondary proposition may take *should* when the secondary proposition includes an element of mental resistance.  
(p. 143)

すなわち、熟考・論争的な *should* は、一般に *that* 節 (nominal *that*-clauses) が先行文脈の内容に言及し、その受容に対する話者の「心的抵抗」の意を含む場合に当該 *that* 節において用いられるという所見である<sup>7)</sup>。

以上に述べたことは、例えば、主節が「驚き」を表す ‘I am *surprised* that this *should* have happened.’ のような文の *should* にも齊しく当て嵌まる。この場合の *should* について、B. は次のように説く：

[10] The difference between this instance [= “I am *surprised* that this *should* have happened”] and “I am *sorry* that this *should* have happened” is that whereas in the latter there is a clashing between a proposition and the speaker’s desire there is in the former a clashing between a proposition and the speaker’s belief. (p. 143)

一方が ‘surprised’ を主節の述語とし、他方では主節に ‘sorry’ が用いられているという違いはあるにせよ、いずれの場合にも「話者が受け容れを渋るような事態が生じている」(‘something is occurring which he [= the speaker] feels reluctant to accept’) 点では同断であり、かくして、‘surprised’ の場合にも、*that* 節の内容と話者の信ずるところ (‘belief’) との間には心的な「衝突 *clashing*」という事態が看取される、云々。

しかし、では、タイプⅢのように、主節が *sorrow* や *surprise* を表さず、一見して心的衝突といったような意味を含まないと考えられる述語 (*pleased*, *glad*, *fortunate*, *good*) の場合にも *that* 節に *should* が生起しているが、これはどのように理解すべきであるのか：

- (11) "I'm *pleased* that you *should* class me with him." [= (3)]  
 (12) But it's *good* that somebody *should* have illusions.  
 (13) I'm *glad* he *should* think so. [Palmer (1990: 96)]

これに比べて、B. は、例えば、(11) では *that* 節の内容「君が私をかれと同じ部類に数えてくれる」('you class me with him') に対して話者は「喜び」を表明をしているのであるから、「遺憾」や「驚き」が表される場合に比較すれば、これらの文では概して話者の積極的な受容の態度が示されていると見てよい。現にこのタイプでは *that* 節には *should* ではなく、事態の直截的な把握を表す直説法 (*indicative*) がしばしば用いられる<sup>8)</sup>、と述べて、以下のようにつける：

- [14] In such cases the *should*-form is often connected with the speaker's conception of the proposition as unexpected, unbelievable, or almost "too good to be true". (p. 144)

先の (11) の文では「予期せぬような」「信じられないくらいによい」といった話者の態度が表されているのであり、したがって、この場合にもやはり「心的抵抗」の意味合いを読み取ることが可能である。そして、このように (11) を解釈することがゆるされるならば、タイプⅣのように話者の「感嘆」「驚嘆」が如実に表出される場合にも、主節に明示的な述語を欠くとはいえ、例えば、(15)(16) に見るように、まさしく「信じられないほど(に)」という意味合いが確かに認められる：

- (15) "To think that I *should* have worried all that time!" he exclaimed aloud... [= (4)]  
 (16) "By gum! I've done it now. *That* Phyllis *should* know about it at all! That beast Ventnor!"

以上の観察を踏まえて、B. は熟考・論争的な *should* が話者の心的抵抗を

表すというみずからの主張を再確認する：

[17] The feature, then, which is common to all *should*-clauses dependent on expressions of emotion is an element of resistance to accepting the primary proposition involved in the *that*-clause. (p. 144)

ところで、心的抵抗というのは話者の観点からのみ示されるとはかぎらない。聴者に心的抵抗が帰属される場合もあり、また、世間的な通念という観点から心的抵抗が表されている場合もある。さらに、文の主語にそれが帰せられるケースも見い出される。B. は (18)-(21) の例を挙げつつ、このように議論を展開する：

(18) (from the standpoint of the speaker:)

“I’m *surprised* that anyone of your intelligence *should* be so foolish as to take any notice of superstitions of that kind, Salvatore.”

(19) (from the point of view of the person spoken to:)

It may seem *arrogant* that I *should* not have been content to walk in the steps of men much wiser than myself.

(20) (on behalf of a generally accepted standard of beliefs, desires, feelings, and opinions:)

That young men *should* have come together, so soon and so eagerly, to enjoy themselves thus — with candour, with painstaking, with geniality — was surely an *admirable* thing.

(21) (from the standpoint of a person spoken about:)

Mrs. Malpas seemed *surprised* that any one *should* call so late at night.

心的抵抗の帰属する主体という問題を B. はここでは文の統語形式とも絡めて論じているのであるが、本稿の立場から殊に興味を惹かれるのは、(19)あるいは次の(22)のような非人称構文 (the impersonal type of governing expression) に関する B. の所見 [23] である：

(22) At first sight it is *curious* that our offences *should* seem to us much less heinous than the offences of others.

[23] This [*i.e.* an impersonal form of governing expression] is a means of suggesting

that the hearer is expected to share the position of the speaker on the ground that this is the natural attitude to adopt and one likely to be approved and shared by a great consensus of opinion. (p. 145)

(22) では、「われわれの違法行為が他人の違法行為ほど非道には感じられない」という事態を「奇妙である curious」と断定するに当たって、話者はこのような判断が単に話者一個人に帰属するのみならず、世人にも広く是認されることを信憑して、聴者もまた同じように判断することを期待するのである、云々。

私見では、このように通念的な判断の仕方——つまり、世間的な物の見方・捉え方——への言及が行なわれるという点に熟考・論争的な *should* の本質が存すると思われるが、詳細は後述に委ねて一旦ここでは節をあらため、まず、独立文 (independent sentences) における *should* の用法について卑見を綴るのが当座の順路であろう。

### 3.

法助動詞 (modal auxiliaries) を義務的 (deontic) な用法と認識的 (epistemic) な用法に大別する通説に従えば、独立文に生起する基本的な *should* にもこの2つの意味を認めることが可能である：

(24) She *should* see a doctor about that cough. [MED]

(25) They *should* be ashamed of themselves. [MED]

(26) You *should* change trains at Peterborough if you're going to Newcastle.  
[CIDE]

(27) Sheila's a brilliant student — she *should* graduate with honours. [LD<sup>4</sup>]

(28) It *should* be a nice day tomorrow. [LD<sup>4</sup>]

(29) First-class letters *should* arrive the next day if you post them before five o'clock. [CIDE]

(24)-(26) の義務的用法、および、(27)-(29) の認識的用法に対しては、それぞれ通例、次のような定義が与えられる：

[30] Deontic Use: used for saying or asking about the right or sensible thing to do or the right way to behave.

Epistemic Use: used to say that you expect something to happen or be true.

[MED]

本稿の見地からは、義務的／認識的用法の別に拘らず、should は話者が世間的な「道理」——「ああすれば、こうなる」「こうなれば、ああする」という私たちの生活実践を支える経験則——に即して判断が行なわれることを示す標識として規定することができる。私たちが世間の道理を判断の拠りどころとし、共同社会的に確立された経験則に従って判断を行なうとき、私たちは世人一般の立場に身を置き、誰であれ世人が一般に行なうような仕方では判断を下しているのである。このことを可能にするのは私たち自身もまた共同社会的に形成された世人＝「ひと」であるという厳たる事実である。言うまでもなく、現実には世人としての私たち個々人の判断はつねに同じとはかぎらない。ここでの眼目は、誰であれ成員個々がみずからの、あるいは他者の、行動・判断の妥当性を判定するに際して、齊しく世人としての立場にたつという前述の構制である。この構制に負うて、当事者が互いに判断の妥当性を争う——別言すれば、どちらの判断が世人一般の判断に合致するかを争う——という事態が可能になるとともに、この過程を通して、当事者の物の感じ方・捉え方もまた世人として相応に同型化され、整合化されて行く所以となる。

(24)-(29) はいずれも、このような慣習的経験則ないしは行動則に即した判断の表明であり、「しかじかの事態」＝Aが存在する場合には「かくかくの事態」＝Bが生起することが経験的に知られていることを踏まえて、例えば、(24) では「そういう咳をする」＝Aという事態を受けて、この先行的事態に対しては通例、後行的事態として「医者に行く」＝Bという事態が継起する、という話者の判断が should によって示されていると考えてみることができる。この間の事情をもう少し具体的に述べれば、「(かの女が) 咳をする」という事態＝Aの認識によって私たちの内部にはすでに慣性ともなっている事態B＝「医者に行く」への志向性が喚起される。この志向性は「(慣性的) 駆動力」とでも呼ぶべき一種の心的な「力 force」として私たちには感じられるのであるが、事態Aによって起動されたこの「力」は事態B＝「医者に行く」という期待的事態を実現することのできる主体たる「かの女」にもっぱら振り向けられる。これが(24)の should が表すとされる「義務・当然」の内実であり、これによって「かの女」はいまや世人＝「ひと」として世間的に妥当な事態Bを実現するよう期待される者——すなわち、そのような

「当然的義務」を一身に負う者として発話の場に規定される。一方、「推量」が表される、例えば、(27)の場合にも「シーラが優秀な学生である」ことを先行的事態として「(シーラほど)よく出来る学生は優等で卒業する」という期待的事態がこれに継起することが should によって示される。話者はみずからの判断の拠りどころを経験則に求めつつ、この経験則から帰結される判断(「シーラは優等で卒業するはずだ」)を披瀝するのである。この用法では、対他者的に働きかけるという解釈は抑制され、前述の「駆動力」は前件の事態が後件の事態を推論的に導く「力」として感じられる所以となる。かくして、(27)では「シーラは優秀な学生である」という事態 A を踏まえるかぎり、「優等で卒業する」という事態 B が「(慣性的な)駆動力」をもっておのずから帰結することが表される。

「(当然的)義務」ということには期待的な事態(「かの女が医者に行く」)が含まれているのであり、この事態実現の期待を一身に負うということが「義務」として当事者には解釈されるのである。このような事態実現の期待が特定の主体に帰属せしめられ(得)ない場合には「義務」の意は抑制され、should は当該事態の生起が当然的に期待・予期されていることをもっぱら表す所以となる。いわゆる義務的(deontic)解釈なるものはこのように認知的(epistemic)解釈を内的に孕んでいるのであり、言語使用に伴う認知的側面を実践的側面から分断することは不可である。例えば、対象を「椅子」として同定することからして、単に形・大きさ・材質等のすぐれて認知的な判断のみならず、当該対象をどのように身体的に用い、どのように取り扱うかといった実践的判断が含まれる。同じように、世間的な道理からして期待される事態としてある事態を認知することは当の事態認知(=事実判断)のもっともらしさを主張するものになると同時に、当該事態が人為によって生起可能と見なされる場合にはその実現を当事主体に促すものともなるのである。ところで、このような場合、行動則・経験則は必ずしも世間に広く知られていることを要さない。特定集団の中でそれが共有されているという場合もあり得ようし、あるいは、私たちの行動を規制するスケジュールやダイヤグラムといったものがこれに代わることもあり得よう。さらには、一個人が体験を通して形成した独特の習慣・判断方式が経験則として働くこともある。この意味で、(28)の文は、天気予報のような体系化された経験則に従うかぎりでの判断とも、あるいは、例えば、漁師の長年の経験にもとづく予測・予断ともなり得る。しかしいづれにしても、そうした経験則・行動則への参照が行なわれ、これに則するかぎりでの順当な判断であることが should に



よって示されていると言うことができよう。この理由で、例えば、

(31) It *should* be snowing now, according to the weather forecast. [OALD<sup>6</sup>]

(31) は、天気予報に則するかぎりでの推論的帰結であり、実際に雪が降っているかどうか判然としない状況で用いられることはもとより、眼前に降雪という事態が存在しない場合にも用いることが可能である<sup>9)</sup>。前者は、気象学という高度に専門化された経験則の体系に拠りつつ、現実の天候を推論的に判断する場合であり、一方、後者は、予報から判断すれば降雪があつてしかるべきなのに現実には降雪が見られない状況であつて、これは予報の不正確さを示すとともに、現実の側に何らかの異変が発生したことを告げるものとも解される。同じことは、義務・当然が表される (24)-(26) についても当て嵌まる。例えば、(25) は「かれらが自己の行動を恥じている」かどうか判明していない場合にも用いられるが、歴然と「かれらが自分の行動を恥じていない」ことが状況から明らかである場合にも用いることができる。

このような当該事態の不在という点は、なかんずく *should* に完了形が続く場合には顕著となる：

(32) You *should have* taken my advice. [MED]

(33) You *should have* passed the exam.

(34) I have to check on my barbecue. It *should have* been done a while ago.

(35) That was disappointing - we *should have* won that game easily. [MED]

(32) は、過去の特定の状況を前件事態として、道理からすれば、この前件に対しては「君が私の忠告を受け入れる」という後件事態が継起することが妥当であった旨を述べた文と解釈される。換言すれば、道理（行動則）という尺度に照らして、「君が私の忠告を受け入れる」という事態が過去において期待されたことが (32) では表されていると言えるが、このような場合には過去の期待的行動に（敢えて）言及するということがまさしく当の行動の非実現・不履行を含意する所以となる<sup>10)</sup>。一方、「推量」が示される場合、例えば、(33) のような文では、過去の前件事態Aを受けて、経験則に従うかぎり、前件Aから後件B＝「君が試験にパスする」を帰結することが妥当であった旨が表される。しかし、過去において期待された事態は当の事態がすでに実現されている場合には実践的な関心の対象にはなりにくく、また私

たちの意識にも上りにくい。したがって、(33)のように過去の期待的事態に言及することは当の期待が充足されていないことを含意するものとなる（「君は試験にパスしていたはずなのだが、パスしなかった」）。そして、この解釈の一環として(33)はまた期待充足の可能性が未来に残されている場合——例えば、「あんなに受験勉強したのだから／君はよく出来る学生だから、試験に合格している／合格したはずだ」——を表す文となる<sup>11)</sup>。

以上、要領を得ない議論になったが、私たちが世間的な道理に依拠しつつ判断を行なっていること、そして、助動詞 *should* は当該判断がこのような行動則・経験則にのっとって行なわれた判断であることを示す働きをもつこと、これらの点が多少とも納得され易いところとなったのではないかと念う<sup>12)</sup>。

#### 4.

前節の迂遠な議論を介したことによって、第2節の末尾に取り上げた諸例についていまや直接的に論じることが可能である。先の例に立ち戻ってみよう：

- (36) At first sight it is *curious* that our offences *should* seem to us much less heinous than the offences of others. [= (22)]
- (37) “I’m *surprised* that anyone of your intelligence *should* be so foolish as to take any notice of superstitions of that kind, Salvatore.” [= (18)]
- (38) It may seem *arrogant* that I *should* not have been content to walk in the steps of men much wiser than myself. [= (19)]

(36) では「われわれの違法行為が他人の違法行為ほど非道には感じられない」という先行的事態 (primary proposition) を話者は世間的な道理が導くものとして捉え、そのような帰結、したがってまたそのような道理、に対して「奇妙である *curious*」という否定的な態度を表明したものと解釈される。また、(37) でも「あなたほど理性のある人がそういう迷信を気に留める」事態を世間の道理もしくは経験則からの妥当な帰結と見なすことに対して話者は同じく否定的な態度（「意外である *surprised*」）を明らかにするのである。このように、いずれの場合にも所与の事態を経験則からの推論的帰結として把握するということが行なわれているのであり、*should* はそのような判断の過程に言及するものにほかならない。これらの文では、*that* 節に示された判断を話者が是認しないことが主節において主張されるかぎり——そして、当該

判断が話者以外の他者（例えば、聴者）に帰属することが文脈から理解されるかぎりにおいて——that 節に対する否定的態度の表明は他者の判断に対する批判とも感じられる所以となる。(37) の that 節に見られる ‘foolish’ はこのような話者の批判的態度が顕現化したものと解釈することができよう。加えて、話者はこの事態 (primary proposition) を把握するに際して、ことばの上でこれを極限化する。「あなたほどの理性のあるような人がそういう類いの迷信にいささかでも気を留める (こと)」——この操作が that 節の指示 (reference) する領域を無限大にまで押しひろげ、よって主節の否定的態度を増幅させることは容易に了解されるであろう。

(38) についても簡単に触れておく。ここでは that 節が表す「私が自分よりも賢明な人々を模範とすることで事足りるとしなかった」という事態を話者は道理から導かれる帰結として定立するとともに、このような道理——換言すれば「分別」——を「傲慢 arrogant」と主節において否定的に断じるのである。話者のこの判断は、B. の言うように、必ずしも話者一個人のものとはかぎられず、聴者にも共有されていると見なすことが可能である。要は、主節に明示される態度が誰に帰属するにもせよ、that 節の内容が通念的な道理からの帰結としては正当に導かれ得ないことが主節において明言される点である。言うところの「心的衝突」、もしくは「心的抵抗」とは、所与の事態を経験則からの帰結として推論するに際して作用する先述の「(駆動) 力」に抗って私たちの内部に惹起される違和感、ないしは抵抗感、であると言うことができよう。

このような世間的な道理あるいは経験則への言及ということは、視角を変えて述べれば、B. の主張する「熟考的 meditative」あるいは「論争的 polemic」という should の機能にも通じる。冒頭 I～VII のいずれのタイプにも that 節には should をともなうケースと直説法が用いられるケースが観察されるが、この両者の意味の差異を(39)–(41)のようなタイプVの例に即して論じる段落で、B. は that 節に should が生起する場合には話者の「熟慮的 contemplative」な態度が含意される旨を [42] のように述べる：

- (39) ...that any one *should* commit suicide by so painful and lingering a method was *inconceivable*. [= (5)]
- (40) She had known all the time, in spite of everything, that it was *impossible* he *shouldn't* get well.
- (41) ...it is very *improbable* that such a play *should* have been written and allowed

to remain unstaged for many years...

- [42] By the use of the indicative I am saying, in effect, that I do not believe or suppose that a given proposition is true..., whereas by using *should* I am suggesting a contemplative attitude towards a proposition which does not agree with common experience, common sense, or established facts. (p. 147)

タイプ I ~ III では主節の述語は that 節の事態に対する情緒的な反応を表し、一般に that 節の事実性が含意されるが、タイプ V では主節の述語 (impossible, improbable, inconceivable, unlikely) からも推察されるように that 節の事実性がそもそも打ち消される。例えば、(39) では「そういう苦痛をともなう、思い切りの悪い方法で人が自殺する」という事態を妥当な帰結として導くような道理が「考えられ得ぬ」こととして却下されている。(40) (41) でも「かれが恢復しない」こと、あるいは「そういう劇が書かれたままで上演されない」といったことが道理として「有り得ぬ」「起こるべくもない」こととして否定される。話者は所与の事態について熟慮して、それが世間的な道理からは順当に帰結し得ないことを主張するのである。このことは他方また、聴者からのあり得べき反論に対して、世間の道理をわが身に引き寄せてこれに応じようとする話者の態度の発現とも解され、この間の消息を B. に倣って「論争的」と呼ぶこともできよう<sup>13)</sup>。とは言えしかし、それは反論を一蹴するというような意味での「論争」ではなく、相手をしておのずから翻意に至らしめる謂いであって、ここにまさに *should* の働きが存する云々、と B. は説く：

- [43] The *should*-form, therefore, may be used to bring into relief a theme worked out by the speaker and to meet the view held by other people. Hence it is polemic, but not in such a way as to brush aside the opposition of a potential opponent. It is used rather to bring the hearer round to the speaker's way of thinking. (pp. 147-148)

このレトリカルとも称すべき方略にあずかって作用しているのは、私たちの見地からは、「世間的道理への言及」という先述の機制であることは繰り返すまでもないであろう。

## 5.

さて、VI のタイプでは、主節の述語はとくに心的抵抗を含意せず、*should*

を生起せしめる要因が不在ということになる。この場合には、しかし、that 節には一般的な通念や期待に合致しない内容が表され<sup>14)</sup>、この内容について話者は「あれこれ思いを巡らし、熟考して」(‘dwelling or meditating upon a given proposition’) いるのである、云々。したがって、このタイプでも一貫して心的抵抗が認められる、この旨を B. は論じる。(44)-(46) を具体例に追加して、B. の所説 [47] を検討してみよう：

- (44) That Shelly *should* not know how to fight or play boys’ games may have *been* partly *due to* his isolated rural upbringing, but it cannot have been mainly due to this.
- (45) Strenuous efforts to save him [a murderer] were now made by friends both in England and America, and the fact that they *should* have rallied round him in this crisis *proves* that there must have been something likeable about the man.
- (46) “...His name’s Francesco Allegri and he’s an aeronautical engineer and comes from Siena, where his father’s a professor of medicine at the university. How curiously *irrelevant* that a brown savage *should* design aircraft engines and have a father who’s a professor!”
- [47] The conclusion is that in group VI, as we found to be the case with *that*-clauses of the other groups, the *should*-clause is used to express or suggest a meditative state of mind including an element of mental resistance.  
(p. 150)

本稿のこれまでの立場からすれば、(44)(45) のような表現形式、すなわち、‘A is due to B.’、‘A proves B.’ という言い方は、*should* の表す推論的判断に極めて親和的な形式であると言うことができる<sup>15)</sup>。A という先行事態に対して、経験的に B という事態が予期される。しかも、A、B 二者の関係は必ずしも厳密な必然的關係ではなく、事態 A の生起もしくは存在に対して通常は事態 B の生起ないしは存在が予測されるということにとどまる。事態 A に事態 B がつねに継起するわけではないが、両者の間には実践的に有意味 (relevant) な連関が看取されるのである。「このように (=A) すれば、あのようにならば (=B) なる」「ああ (=A) なればこう (=B) する」——ありていに言えば、このような信頼感とともに私たちの日常生活は営まれている。これがいわゆる「道理」「経験則」ということの内実であり、私たちは齊しくこの信頼感を

寄せ／寄せられる者として共同社会を構成している。それぞれに固有の特徴を有する個人をこのようにいわば「匿名化」する理念化 (idealization) という思惟の過程を経て「ひと」という概念（「ひとを見たら盗人と思え」）もまた成立するところとなり、この位相において、私たちは時々刻々、無限に変容する現実を私たちに縁あるものとして、換言すれば、有意味な事態の連関——「ああなれば、こうなる」——として捉えるのである。

例えば、(44) では「シェリーが喧嘩をしたり、男の子の遊びをしない」という事態が道理に照らして順当に帰結することが should によって示されている。話者はこの事態を経験則「Aならば通例はBである」からの帰結として捉え、この後件 B を導く前件 A = 「田舎で一人育てられた」を遡及的に推論して、これを 'be due to' とともに主節において断定したものと解釈される<sup>16)</sup>。また、(45) では「(殺人犯にも拘らず) 危機に際して友人たちがかれの周りに結集した」ことを経験則に合致する事態の成り行き、もしくは帰結、として把握する観点に話者は立って、当の経験則——例えば、「どこか人の憎めないところがある」=A→「人が援助を差しのべる」=B——を働かせつつ、この事態を帰結させ得る前件を同定するのである。いずれの場合にも事態 B を帰結せしめる前件の事態 A を話者は経験則に拠りつつ推及し、これを主節において提示する構制となっていることが認められる。that 節の内容を自他にとって妥当な事態と見る話者の観点がここには看取される次第であり、この事態の妥当性を話者は世間的な道理を発動して 'be due to', 'follow', 'indicate', 'be a proof of', 'prove', 'be the result of', 'result from', 'reveal', 'show', 'suggest' 等々、さまざまな含蓄を以って裏付けるのである。同じように、(46) も「褐色の野蛮人が航空機のエンジンを考案する」=B とか「父親に大学教授をもつ」=B' といった主張は、先行する議論 A からは正当に帰結しない non sequitur であり、そうした議論を振りかざすことがいかにかに不当 (unreasonable) / 不合理 (illogical) であるかを闡明したものと解される。

## 6.

前節で論じた諸点はタイプⅦ、すなわち、主節の述語が 'mental acceptance' を表す場合にも mutatis mutandis に当て嵌まるのであるが、B. はこのタイプに関して「心的抵抗」を主張する。まず、B. の挙げる該当例をいくつか検討してみよう：

- (48) It is *natural* one *should* have to swallow a good deal in trying to save someone from drowning...
- (49) Was it not *natural*, therefore, that he *should* attribute all of this to the only new element that had been introduced into his life during these last months...
- (50) After a journey so lengthy as this, in a packed second-class carriage, it was only *to be expected* that Miss Agnes *should* have been bowled over by an attack of migraine.
- (51) One of the reasons why current criticism is so useless is that it is done as a side-issue by creative writers. It is only *natural* that they *should* think the sort of thing they do the thing best worth doing.
- (52) It will be found that the uninterested are in an enormous majority. It is almost *inevitable* that this *should* be so...

B. は、これらの *should* が歴史的に ‘volitional’ な意味をもったことにも触れながら<sup>17)</sup>、しかし、今日的には *should* は心的抵抗を含意する旨を論じる。この辺りの論脈は趣旨が明快とは言い難く、B. の論調もやや歯切れが悪い：

- [53] ...when *should* is used of a “fact” it is not always possible to say whether this fact is felt as something destined to occur or as something expected to cause resistance in the mind of the hearer or in the minds of people generally. (p. 152)

(48)-(52) のような例では、*that* 節の内容は必然的に運命づけられた事態を表すのか、それとも聴者ないしは世人一般に心的抵抗を惹起する事態を表しているのか、これをつねに截然と区別することはできない、云々。B. としては、結局、心的抵抗という自説に拠りかかりつつ、タイプⅦの *should* について次のように結論する：

- [54] Indeed, we have here a connecting link between *should* of volition (necessity) and *should* of mental resistance: what was at the outset fated or bound to occur is at the moment of speaking a “fact” which it requires a certain effort to accept. In the majority of relevant cases, however, the latter aspect seems the more prominent one. (p. 152)

タイプⅦでは *should* の 'volitional' な意味と「心的抵抗」の含みとが併存しているものであり、当初、必然的として捉えられていた事態が、これを発話する時点では話者に心的抵抗を与える事実となって把握されている——このように断じて、B. は心的抵抗を含む「熟考・論争的」というより広い概念をもって、タイプⅠ～Ⅶのすべての *should* を総括するのである：

[55] It (*i.e.* the *should*-form) signifies the presence of a secondary proposition including either both a meditative and a polemic element or simply a meditative-polemic element.<sup>18)</sup> (p. 153)

私たちの観点から捉え返せば、例えば、(48) では「溺れている人を助けるときは助ける側もかなりの水を呑むことを免れない」という事態を話者は道理からの帰結として捉え、この帰結の妥当性を主節において「尤もである *natural*」と確言していると解することができるし、また、(51) でも「天豊かな作家の余技として文芸批評が行なわれる」という前件的事態からの帰結として「自分の創造する作品を最も生み出す価値のあるものと考えて」事態を導き、この推論的帰結を話者は、ふたたび世間的な道理に拠りつつ、「無理からぬ *only natural*」ことと断じるのである。いずれの場合にも *that* 節の内容が道理に照らした推論であることを *should* が示すとともに、主節それ自体が *that* 節の表す推論的帰結の妥当性を主張するものとなっている次第であるが、このことは *that* 節が未在の事態を表す場合には当該事態が生起する妥当性を主張するものともなる。かくして、タイプⅦの *that* 節はいわゆる 'mandative'（「命令的」）な様相を色濃く呈する<sup>19)</sup>。現に、典型的な 'mandative' 構文 (56)-(60) とも類比的に、このタイプでも (61)-(64) のようにいくつかの述語に関しては *that* 節に仮定法 (*subjunctive*) が観察される<sup>20)</sup>：

(56) The committee *proposes* (that) Mr Day *be* elected. [Quirk *et al.*, p. 156]

(57) I *demand* that the committee *reconsider* its decision. [*Ibid.*]

(58) It is *appropriate* that this tax *be* abolished. [*Ibid.*]

(59) It is *important* that exceptions not *be* made. [Long, p. 99]

(60) It is *essential* that everyone *attend* the meeting.<sup>21)</sup> [Huddleston & Pullum, p. 994]

(61) ...it is *natural* that some indication *be* given of just what this effect is.<sup>22)</sup>



[W.O’Grady, ‘The derived intransitive construction in English’, p. 67]

- (62) Since ‘shought’ does not take this ‘to’, it is *natural* that its usage *diverge* somewhat from that of ‘ought’. [R.Wertheimer, *The Significance of Sense*, p. 78]
- (63) It is *natural* that our understanding of the solar system and our place in it *be* subject to periodic revision, continuing with a process of learning and discovery that began long before even the invention of the telescope. [BNC]
- (64) Boys and men feel it is *crucial* that they *be* respected by their peers...<sup>23)</sup>  
[D.Tannen, *I Just Don't Understand*, p. 108]

周知のように、(56)-(60) のような ‘mandatives’ では that 節には仮定法に代えて *should* を用いることも可能であるが<sup>24)</sup>、いずれの場合にも that 節の内容が「そのように行なわれるべき／そうあってしかるべき」事態として捉えられるとともに、主節において事態の妥当性が明言、もしくはその実現が要求される。ここには B. の言う「心的抵抗 *mental resistance*」とはすでに異なる意味合いが表されていると見なさざるを得ないであろう。そして、多かれ少なかれ、同じことが (61)-(64) にも該当する。とは言え、こうした仮定法が *should* に比べて強い要求<sup>25)</sup>を含意し、この為に、例えば、‘*She agreed that he should leave right away.*’ のような文に比して、\*‘*She agreed that he leave right away.*’ の容認度が低下するという Givón (1993: 19) の指摘を斟酌するならば、前掲 (48)-(52) のようなタイプⅦの *should* にも、タイプⅠ～Ⅵにおける場合と同じように「道理」への言及による妥当性の含意、言い換えれば、(61)-(64) のような仮定法による言い方に比較して、より遠回して他者(聴者)からの反応を慮る心遣い——B. の言う「熟考・論争的」な含意——を読み取ることもあながち不当ではないかも知れない。

ともあれ、B. の入念な「熟考・論争的 *meditative-polemic*」な *should* の考察にひとわたりの吟味を加え、不十分ながらも所期の目的を果たしたところで紙幅も尽き、いまは慌しくも筆を擱かなくてはならない。

#### 注

\*査読の段階で、査読者の村尾治彦准教授からは的確な批判とともに懇ろなる激励を忝うした。小論に見るべき点があるとすれば、氏に負うところが甚だ大きい。誌して謝意を表したい。

- 1) Behre の同書は、全篇がいわゆる 'putative' な *should* の考察に充てられている。本稿では、とくに第 XXII 章 'Meditative-Polemic *Should*' (pp. 143-153) の論述を参看しつつ、that 節中の *should* の機能に検討を加えたい。Behre (B.) の究極の狙いは I ~ VII のような that 節に *should* が生起する場合と、他方、これらの that 節に直説法 (indicative) が用いられる場合との意味的・機能的な差異を明らかにし、これに原理的な説明を与えることにある。この両者の違いの一斑を B. は次のように述べる：The difference in use between the indicative and the auxiliary *should* has been stated provisionally thus: the indicative clause brings in a new topic, whereas the *should*-clause dwells on a topic already present to the mind of both parties concerned in the matter: the writer (speaker) and the reader (hearer). Or otherwise stated: the indicative suggests that I am working out a new proposition, whereas *should* suggests that I am dwelling or meditating on an old one. (p.177) 注7) も参照。なお、B. の論考は英国語法を主に対象としている。'ought to' と 'should' の差異、あるいは法助動詞一般に係わる意味分析の方法についても詳細は機会を改めなければならない。
- 2) B. はいくつかのタイプについてさらに小区分を立てているが、とくに支障の生じないかぎり、本稿では一括して扱う。
- 3) 第3節の例を除いて、注記のない用例はいずれも Behre より借用。なお、用例番号には ( ), B. からの論述の引用には番号に [ ] を付している。タイプ I ~ VII それぞれについて、B. は *should* の代りに直説法が用いられた例も豊富に挙げている。各1例のみを以下に記す。タイプ II、III の例は注7) 8) を参照：“I am so *sorry* that you *were* bothered with having to receive my friend Mr. Sloley-Jones this morning.” [I] / “*To think* that his talent, after all, *was* a sort of commercial-cum-diplomatic mix-up!” [IV] / For it seems *unlikely* that the number of potential poets born *varies* as much from age to age as literary history might lead one to suppose. [V] / That Shelly *became* a poet may have *been due to* his mother's influence. That he *became* a great poet *was due to* his biological inheritance. [VI] / It was therefore *natural* that the German Social-Democrats *went* whole-heartedly into the war of 1914 and remained completely militarist throughout... [VII]
- 4) Cf. I am *reluctant* that you *should* go. [Aijmer (1972: 69)]
- 5) 後続部分もときに文脈と見なされる (cf. 第 X 章 'Verbal Context Provided by Following Passages of Writing')。この場合には、*should* は 'prepare the

- reader for something to come and awake in him a desire to know more about it’ (p.178) の働きをもつと見なされる。
- 6) したがって、‘I am *sorry* that this *should* have happened.’ では、that 節は primary proposition を命題内容に含みつつ、これに話者の態度が反映した secondary proposition ということになる。ちなみに、話者の態度は *should* によってのみ表されるわけではない：...the form of the *that*-clause deviates from the form of the statement of the fact involved in it not only by the use of *should* plus *that* but also by the addition of some other word or expression, the change of word-order etc. (p.45) 例えば、用例 (37) を参照。
- 7) ‘I am *surprised* that you *haven't thought* fit to call in a doctor before.’ のような文の that 節の直説法を論じた箇所では B. は、これを *should* と対比させながら、次のように説く：The clause (*i.e.* the indicative *that*-clause), therefore, has something provocative about it, the effect of which the speaker makes no effort to soften, for instance by using *should*, which, as we have seen, contributes to absorbing the shock or easing the tension in the mind of the hearer. (p.163) あるいは、さらに：Suppose now that the speaker had used *should* instead of the indicative. That would have implied a somewhat more delicate and tactful approach. It would have meant an attempt on the part of the speaker to find a common ground with the hearer for the consideration of the matter. It probably would not have been so harsh, blunt, and unexpected. (pp.163-164) ちなみに、Leech (p.117) ではこの対比は ‘In *I'm surprised that your wife should object*, it is the ‘very idea of it’ that surprises me; in *I'm surprised that your wife objects*, I am surprised by the objection itself, which I take to be a known ‘fact’.’ のように ‘idea’ と ‘fact’ の違いとして捉えられる。本稿の立場からは、that 節の内容に「道理」に照らした話者の判断が反映しているか否かに差異を求めることができる。注1), 13) も参照。
- 8) 例えば、“...I am *glad*, Canon, that at last you *have come* out into the open...” / “He was terribly *pleased* that his father *had come* to him again.” / “It is a *good* thing that business *is* over.” (p.24)
- 9) *must* にはこの用法がない。したがって、例えば、現実には降雪のない状態を目の当たりにしながら、‘It *must* be snowing now, according to the weather forecast.’ と発するのは普通ではない。Cf. (32)

- 10) should に原形が続く場合にも、この含意は弱い程度にとまなう: *I had to study last night implies that no escape was found. I should study tonight implies that escape from the task is quite possible.* [Long, pp. 146-147] また例えば、should が must よりも弱い義務を表すという解説もこの含意と関係する。
- 11) 義務・当然を表す (32) についても (i) 「君は私の忠告を受け入れるべきだった (のに受け入れなかった)」 (ii) 「君は私の忠告を受け入れるべきだった (そして、現に君は受け入れた)」の2義の可能性が考えられるが、通例 (ii) の解釈が選択されないのは「推量・期待」の場合とも同じで、期待された行動が期待通りに行なわれた場合には当の行動はそれが行なわれなかった場合に比べて実際的な関心の対象になりにくいことによると考えられる。ちなみに、(32) の should を「推量・期待」の意に、あるいは、(33) を「義務・当然」の意に、解釈することも可能である。要は、'You take my advice.' / 'You pass the exam.' が主語 ('you') の志向にもとづいて主体的に実現することが可能な事態であるか否か (もしくは、その可能性をどの程度に話者が見積るか)、この点に懸かっている。
- 12) 関連して付言すれば、must は共同社会に見られる掟ないしは法——これには、不履行・不遵守に対しては「制裁 sanction」「懲罰 penalty」が随伴する——とも不可分に係わる「拘束性」を表すと考えられる。対話的な状況では、話者は道理に依拠して「ひと」としての当然的行動を提示するのみならず、ときに他者に有無を言わずに妥当的行為 (= 当為) を遂行させることが必要となる。must はこの必要に応えるもので、話者は当該状況において妥当と信ずる事態の実現を「断固」として他者に促すのである。例えば、'You must come.' では、話者は 'you come' という事態が当該状況において妥当的・期待的であることを提示し、その実現を聴者に迫る。この「拘束」には社会制度に裏打ちされた対人的関係が不可欠であろう。聴者としても相手 (話者) との対人関係を維持し、共同社会の一員として制裁を受けることのないようにするためには、話者の期待をわが身に引き請け、話者の期待する事態を実現することを選択の余地なく促される。この「選択の余地」のない拘束性が当事者には「力」として感じられる次第となる。このように must がいわゆる「義務」と解釈される場合には、当事主体 (一般には文の主語) がこの拘束力を受けとめて事態実現のための行動を取ることが表されるが、他方、「推量」の意に解釈される場合には、對他者的な働きかけは背景化し、現与の事

態 A を踏まえてそこから事態 B を妥当的・期待的帰結として導く、この推論的判断が「余儀ない拘束力を以って」「必然的に」行なわれることを表すものとなる。このように *must* の場合にも義務的解釈がすでにして認識的解釈を懐胎するという点は変わらない (cf. merger [Coates (1983:16)]). 對他者的な生活実践に係わるいわゆる義務的用法が歴史的に先行し、これから (恐らく文の主語に対する制約が緩和されるという過程を経たものと推測されるが) 認識的用法が発達したのも故なしとしない。Coates の次の評言にも注意：‘My data shows that both Root and Epistemic meaning are fuzzy, though fuzziness is most typical of Root modality...’ (p. 13) ちなみに、If a serious crisis *should* arise, the government would take immediate action. // Why *should* I lie? / Who *should* come in but his first wife! などでは、「(現下の状況において) 深刻な危機が生じることを推論的に帰結するのが妥当 [道理] であるならば」= 「もし深刻な危機が生じるという (ようなことがある) ならば」、「いかなる道理 (=A ならば通常は B となる) に照らして私がうそをつく (B) ことが帰結するのか」——言い換えれば、この B を正当に帰結せしめるような A を問うこと、がそれぞれ表される。

- 13) ‘...the *should*-form serves, in spite of its polemic character, to create a personal contact between the speaker and his audience, a common psychological basis for the contemplation of a given proposition, whereas the indicative, in introducing a new proposition or presenting an old one unexpectedly, does not provide the same kind of contact.’ (p.159) この ‘a common psychological basis for the contemplation of a given proposition’ とは、本稿で言う「世間的な道理」にほかならない。
- 14) ‘...the primary proposition does not fit in with a generally accepted standard of beliefs, opinions, or expectations.’ (p.149)
- 15) Aijmer (p. 67) も夙にこの点を指摘する。もっとも、A. の議論は緻密さに欠ける憾みがある。
- 16) この A→B という経験則が確立すると、B は A に継起する事態が前件 A から推論的に帰結する後件として妥当か否かを測る「基準」として働くに至る。比較節に現れる *should* は当該節が妥当性を判断する基準として作用することを示している：This computer isn’t working *as it should*. / Everything is *as it should* be. [CIDE] / Sometimes I am not *as brave as I should* be. [COBUILD<sup>3</sup>] Cf. You *should* eat *more* fresh fruit. [MED]

- 17) ‘...*should*, like *shall* and the subjunctive, could once be used to represent something as “willed” by nature, fate, or some other force beyond the control of the individual.’ (p.152)
- 18) *should* は secondary proposition の存在を示すという B. の見解は別の箇所にも披瀝されている : ‘...the auxiliary *should* is the sign of presence of a secondary proposition of some kind, no matter whether the primary proposition is separately expressed (= verbal *should*-context) or not (= non-verbal *should* context).’ (pp.176-177) なお、引用中の ‘verbal *should*-context’ には ‘... a verbal *should*-context, in so far as it is provided by preceding passages of writing, may be defined as textual matter which is taken up again, fully or in parts, in a subsequent *that*-clause dependent on any one of our types of governing expression.’ (p.52) の定義が与えられる。後続の文脈が ‘verbal *should*-context’ となる場合もある [cf. 注5])。一方、‘non-verbal *should* context’ とは、そうした文脈が先行 (あるいは後続) 部分には存在しないが、当事者には了解 (tacitly understood) されている場合を言う。
- 19) このような ‘mandative’ な用法は (概して) タイプ I ~ VI には見受けられない。しかし、‘It is *good* that the whole truth *be* known.’ のような例も見られる [小西 (1989: 826)]。Cf. It was *good* that he *had* his gun; if the police found out about him, well, he would blow his brains out. [R.Wright, *The Outsider*] 本文の用例 (12) も参照。また, meditative-polemic *should* と mandative *should* とを合わせて putative *should* と称することができる [Quirk *et al.*, pp. 1014-1015]。mandative とは、要求、要請、奨励、勧告、懇願、忠告等の意味を表す述語に従う *that* 節が「実現される [行なわれる] べき」事態を表すこと言う。
- 20) 例えば、B. の挙げる形容詞では natural のほか、essential, important は *that* 節に仮定法を取る。なお、タイプ VII に属する形容詞として B. は characteristic, essential, important, inevitable, right, significant, unavoidable, understandable を挙げる。Cf. H&P (2002: 999)。
- 21) H & P (2002: 994) は ‘It is *essential* that everyone *should* attend the meeting.’ の *should* が ‘Everyone *should* attend the meeting.’ の *should* とは異なることを ‘the latter does not accurately express the content of our demand since the *should* here is weaker than in [ic] (= ‘It is *essential* that everyone *should* attend the meeting.’), allowing that not everyone will

necessarily attend.’と論じる。なるほどその通りであるが、H&P みずから別の箇所では ‘They *demand*ed that the park *remained* open.’ のような covert mandative について ‘the mandative meaning derives entirely from the governing verb *demand*.’ (p.995) と述べているように、mandative な意味は主節の述語 (‘essential’) に決定的に依存していることを勘案すれば、事からは単なる助動詞 *should* だけの問題ではあり得ない。なお、demand の場合には、前掲のように that 節に直説法を取る、H&P の言う covert mandative のほかに、They *demand*ed that the park *remain* open./ They *demand*ed that the park *should* remain open. の言い方も行なわれる。前者を H&P は subjunctive mandative、後者を *should*-mandative (p.998) と呼ぶが、これら 3 者には意味上の顕著な差異は認められない。Cf. 注24)。

問題を複雑にするのは、主節の述語によって that 節の解釈に意味の異同が生じる点である。周知のように、例えば、She *insisted* that he *tell* her the whole story. / She *insisted* that he *had been* lying. では、前者が「かれが何もかも打ち明けることをかの女は要求した」のように mandative な意を表すのに対して、後者は「かれが嘘をついていたとかかの女は言い張った」ことを表し、non-mandative に解釈される。したがって、She *insists* that he *takes* the eight o’clock train. では covert mandative と non-mandative の両義が可能となる。H&P (pp.995-996) によれば、suggest, important はこうした両義性をもつが、他方、demand, essential, mandatory, necessary, require, stipulate などでは、that 節が仮定法／直説法の如何を問わず、つねに mandative の意に解釈される。さらに、that 節に直説法が一般化するとともに、例えば、She *insisted* that he *must* wear a hat when he went out. のように法助動詞も that 節に現れる。この結果、He *insists* we *should* try this ouzo. のような *should* は mandative な that 節に特有の仮定法を示す *should* とも、あるいは、「義務」の意の法助動詞 *should* が non-mandative (直説的) な that 節に用いられたものとも解釈され、しかもそれぞれの場合の文の意味が互いに近似するという事態が生じる [Westney, p. 41; H & P, p.997]。

- 22) このように natural が that 節に仮定法をとともなう言い方を容認しない向きもある [小西(1989: 1164)]. Cf. 注20)。
- 23) H&P (p. 999) は crucial を mandative な形容詞として分類している。ちなみに、natural はこの中に含まれていない。
- 24) よく知られているように、英国語法では that 節には仮定法の代りに

should を用いるのが一般的。that 節の動詞が be の場合には英国でも仮定法が行なわれる。タイプⅦの should に 'volitional' な意味が関与する旨を B. が指摘するのは 'mandative' な should を念頭に置いた上でのことかと忖度される。Cf. [53][54] 近年、mandative 構文は米国語法の影響もあって英国でも使用分布の広がりが見られる。

- 25) Givón (p.19) は that 節の事態を実現する行為主体 ('he') の観点から、これを 'strong permission' と呼ぶ。Cf. The committee *have agreed* that the agenda *shall* be changed. [Declerck, p. 420]

### References

- Aijmer, K. (1972) *Some Aspects of Psychological Predicates in English*. Almqvist & Wiksell.
- Behre, F. (1955) *Meditative-Polemic Should in Modern English That-Clauses*. Almqvist & Wiksell.
- Bybee, J., R.Perkins & W.Pagliuca (1994) *The Evolution of Grammar: Tense, Aspect, and Modality in the Languages of the World*. The University of Chicago Press.
- Coates, J. (1983) *The Semantics of the Modal Auxiliaries*. Croom Helm.
- Curme, G.O. (1931) *Syntax*. D.C.Heath & Co.
- Declerck, R. (1991) *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*. Kaitakusha.
- Givón, T. (1993) *English Grammar: A Function-Based Introduction*. 2 vols. John Benjamins.
- Heine, B. (1995) 'Agent-oriented vs. epistemic modality: some observations on German modals.' J.Bybee & S.Fleischman (eds.), *Modality in Grammar and Discourse*, pp. 17-53. John Benjamins.
- 細江逸記 (1933) 『動詞叙法の研究』泰文堂。
- Huddleston, R. & G.K.Pullum (2002) *The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge University Press.
- Jacobsson, B. (1988) 'Should and would in factual that-clauses.' *English Studies* 69, pp. 72-84.
- Kiparsky, P. & C.Kiparsky (1971) 'Fact.' D.D.Steinberg & L.A.Jakobovits (eds.) *Semantics: An Interdisciplinary Reader in Philosophy,*



- Linguistics and Psychology*, pp.345-369. Cambridge University Press.
- 小西友七 (編) (1989) 『英語基本形容詞・副詞辞典』研究社。
- 小西友七 (編) (2000) 『英語基本動詞辞典』新装版。研究社。
- Langacker, R. (1990) ‘Subjectification.’ *Cognitive Linguistics* 1, pp. 5-38.
- Leech, G. (2004) *Meaning and the English Verb*. Third Edition. Pearson/Longman.
- Long, R.B. (1961) *The Sentence and Its Parts : A Grammar of Contemporary English*. The University of Chicago Press.
- 梶井迪夫 (1954) 『Shall と Will』研究社。
- 中野弘三 (1993) 『英語法助動詞の意味論』英潮社。
- Palmer, F.R. (1986) *Mood and Modality*. Cambridge University Press.
- Palmer, F.R. (1990) *Modality and the English Modals*. Second Edition. Longman.
- Perkins, M.R. (1982) ‘The core meaning of the English modals.’ *Journal of Linguistics* 18, pp. 245-273.
- Poutsma, H. (1904-1926) *A Grammar of Late Modern English*. 5 vols. Noordhoff.
- Quirk, R., S.Greenbaum, G.Leech & J.Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. Longman.
- Rivière, C. (1981) ‘Is *should* a weaker *must*?’ *Journal of Linguistics* 17, pp.179-195.
- Sweetser, E. (1990) *From Etymology to Pragmatics: Metaphorical and Cultural Aspects of Semantic Structure*. Cambridge University Press.
- Traugott, E.C. (1989) ‘On the rise of epistemic meanings in English : an example of subjectification in semantic change.’ *Language* 65, pp.31-55.
- Traugott, E.C. & R.B.Dasher (2002) *Regularity in Semantic Change*. Cambridge University Press.
- Westney, P. (1995) *Modals and Periphrastics in English*. Niemeyer.
- Cambridge Advanced Learner's Dictionary*. 2003. [CALD]
- Cambridge International Dictionary of English*. 1995. [CIDE]
- Collins COBUILD Advanced Learner's English Dictionary*. Fifth Edition. 2006. [COBUILD<sup>5</sup>]
- Longman Dictionary of Contemporary English: The Living Dictionary*. 2003. [LD<sup>4</sup>]
- Macmillan English Dictionary*. 2002. [MED]

*Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English*. Sixth Edition. 2000.  
[OALD<sup>6</sup>]